

家畜衛生情報



平成 28 年 12 月 1 日
 (通算第 280 号)
 問い合わせ先
 長野県庁園芸畜産課
 電話 026-235-7232

新潟県上越市で高病原性鳥インフルエンザが発生！ 鳥インフルエンザの防疫対応をお願いします！

平成 28 年 11 月 30 日に新潟県の採卵鶏農場において「高病原性鳥インフルエンザ」が疑われる事例が確認され、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。新潟県では、今シーズン 2 例目となります。

飼養衛生管理基準の遵守 や **異常家きんの早期発見・通報** を徹底してください。

最新情報はこちら：農林水産省ホームページ
 (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>)

発生状況

所在地	新潟県 上越市
飼養状況	採卵鶏 (約 23 万羽)
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11 月 30 日、当該農場から家畜保健衛生所に死亡採卵鶏が増加した旨の通報 ・ 家畜保健衛生所が当該農場への立入検査を行い、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性を確認 ・ 11 月 30 日、家畜保健衛生所の遺伝子検査で H5 亜型の遺伝子が検出されたことから、疑似患畜と判定

鳥インフルエンザに対する防疫対応へのお願い

近隣県の発生が清浄化するまでの間は、

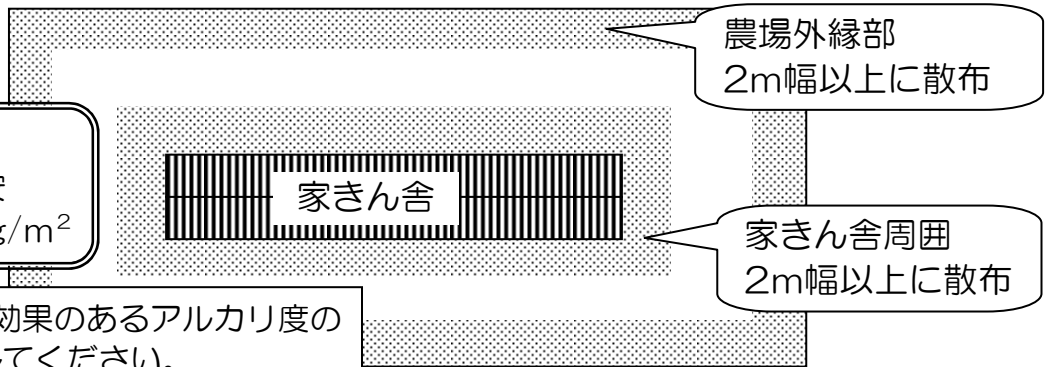
- **家きん舎周囲等に消石灰（土壌改良用）※を散布**してください。（下図参照）
- 家きんの所有者等が集合する**催し等**は、**自粛・中止**をお願いします。

消毒の例

消石灰※

散布量の目安
 0.5～1.0kg/m²

※消石灰は、消毒効果のあるアルカリ度の高いものを使用してください。



- ✓ 散布の方法として、「ひしゃく」や「み」を用いる、手押し式塩カル散布機を用いる等があります。
- ✓ **消石灰は、皮膚や目を痛める場合がありますので、散布の際は、消石灰が皮膚や目に付着しないよう、手袋を使用し、風向きに注意してください。**
- ✓ 散布場所が河川に隣接していて下流の近隣に上水道の取水口等がある場合、河川に流入しないよう注意して散布してください。
- ✓ **生石灰は、せいせっかい水を加えると発熱して危険ですから使用しないでください。**

**常に家きんの健康状態を把握し、下記の症状を発見した場合には、
直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください！**

- 同一家きん舎における1日の死亡率が過去3週間の平均の2倍以上となった場合（明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く）
- 鳥インフルエンザの簡易検査キットや血清抗体検査で陽性になった場合
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ（青紫色）、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合
又はまとまってうずくまっている場合

家きん舎の点検をお願いします！

☆ **一斉点検**

- ① 野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネット等の設置及びその破損
- ② 家きん舎の壁面の破損や家きん舎の屋根と壁の隙間等、
小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入する経路がないか、家きん舎の内部及び外部から改めて詳細に緊急点検し、十分でない場合には修繕等を行う。

☆ **定期点検**

池などの野鳥生息地の近くや、野生動物の生息しやすい環境にある農場は、一斉点検の後、定期的に、一斉点検と同じ内容の点検を行う。

対策のポイント

- ★ 野鳥や小動物の家きん舎等への侵入防止
（防鳥ネット等の確認、家きん舎周囲の清掃等）
- ★ 農場出入口等では車両、靴、持込む物等の消毒
- ★ 家きん舎へ入る際の履物と衣服の交換等を徹底
- ★ 外部からの人や車の出入り制限
- ★ 水道水または消毒した水の給与
- ★ 渡鳥の飛来地や韓国、台湾など発生国への不要不急の訪問は自粛



家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223
上田支所	0268-23-1630	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923

県庁園芸畜産課 026-235-7232

【 異状の通報はこちらへ 】